

子どもの権利を守ろう

日本は1994年にこの条約に入りました

1989年に開かれた“国連総会”で、参加するすべての国の賛成によって誕生した「子どもの権利条約」。
全部で54条でできているこの条約では、子どもがもつ権利について具体的に決められています。

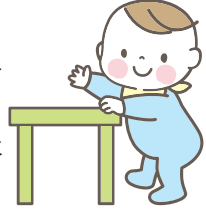
子どものもつ4つの権利

生きる権利



- 住む場所や食べ物があること
- 病気やけがをしたら治療を受けられること

育つ権利



- 教育を受けたり遊んだりできること
- もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

守られる権利

- あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること
- 紛争に巻き込まれず、難民になったら保護されること



参加する権利



- 自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできること

「こども基本法」と「中央区こども計画」

すべての子どもや若者が、健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる『こどもまんなか社会』をつくっていくため、2023年にできた法律が「こども基本法」です。



「こども基本法」をもとに、子どもや若者に対する取組を中央区が総合的に進めるためにつくった計画として「中央区こども計画」があります。

子どもの権利に関するリーフレットも作成しています。



○子どもの人権に関する相談は

★東京法務局人権擁護部

「こどもの人権 110 番」
☎0120 (007) 110
月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

★東京弁護士会

「子どもの人権 110 番」
☎(3503) 0110
月～金曜日 午後1時30分～午後4時30分
午後5時～午後8時
土曜日 午後1時～午後4時

★東京都児童相談センター

「子供の権利擁護専門相談事業」
☎0120 (874) 374
月～金曜日 午前9時～午後9時
土・日・祝日 午前9時～午後5時 (年末年始を除く。)

★子ども家庭支援センター「きらら中央」

「子どもと子育て家庭の総合相談」
☎(3542) 6322
毎日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く。)